

広島県告示第七百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成二十年九月二十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十年九月八日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道上三永竹原線	東広島市西条町上三永字仙女峯三五八番一地从先から東広島市西条町上三永字竹添五七番一地从先まで	平成二〇年九月八日